

佐本交企発第189号
佐本交指発第231号
令和3年10月21日

交通部内各所属長 殿
各警察署長

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日まで
企画第二係	
交 通 部 長	

電動キックボード等に係る広報啓発活動の推進等について（通達）

近年、電動キックボードを始めとする低速・小型の電動モビリティ（以下「電動キックボード等」という。）に対する社会的関心が高まっており、全国的に電動キックボード等の利用者は増加傾向にあるが、利用者の増加に伴い、一部地域では交通違反や交通事故が発生しており、今後、その件数が増加することが懸念される。

これを踏まえ、各警察署にあっては、管内における電動キックボード等による交通違反や交通事故の状況を十分に把握した上で、下記のとおり、電動キックボード等の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）上の取扱いについて広報啓発活動を推進するとともに、悪質・危険な違反に対する取締りの強化等を図られたい。

記

1 電動キックボード等の法上の取扱い

一般的な電動キックボード等は、法上の「車」に該当し、軽車両、歩行補助車等及び身体障害者用の車椅子には該当しないことから、その定格出力等に応じ、原動機付自転車又は自動車に該当する。

このため、電動キックボード等を運転する際には、その車両区分に応じ、運転免許を受けている必要があることや、乗車用ヘルメットの着用が義務付けられることのほか、車道を走行しなければならないこととなる。

ただし、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく特例措置を受ける電動キックボード（以下「特例電動キックボード」という。）については、「電動キックボードに係る産業競争力強化法に基づく特例措置について（通達）」（令和3年4月27日付け佐本交企発第86号ほか）において示したとおり、乗車用ヘルメットの着用が法上義務付けられないこととなり、自転車道及び普通自転車専用通行帯を通行することができるほか、「車両進入禁止」、「指定方向外進行禁止」及び「一方通行」を表示する本標識に附置されている「車両の種類（503－A・B）」を表示する補助標識（普通自転車が当該本標識が表示する交通規制の対象となる車両でないことを示しているものに

限る。)においては、普通自転車と同様に特例電動キックボードも、一方通行路に係る交通規制の対象外となることとなるので、その対応に留意されたい。

2 広報啓発活動の推進

電動キックボード等については、上記のとおり法上の原動機付自転車又は自動車に該当し、それに応じた交通ルールを遵守しなければならない点について、電動キックボード等の利用者に対し、電動キックボード等を販売し又は貸し渡すことを業とする者と連携して周知を図るとともに、各種広報媒体を活用した効果的な広報啓発活動を推進されたい。

この点、いかなる電動キックボード等であっても、

- 歩道を通行すること
- 道路の右側部分を走行すること
- 信号等に従わず走行すること
- 歩行者等の通行を妨げること
- 地方税法（昭和25年法律第226号）及び市町の条例に基づいて交付された原動機付自転車の標識又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づいて交付された車両番号標等を表示しないこと
- 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険等の契約を締結しないこと

等は法令に違反する行為であることを明確に広報・啓発すること。

3 悪質・危険な違反に対する確実な取締り等

電動キックボード等による飲酒運転、無免許運転等の悪質・危険な違反については、交通指導課と協議の上、積極的な取締りに努められたい。また、各地域における違反の状況等を踏まえ、通行区分違反（歩道通行、右側通行）、信号無視及び横断歩行者等妨害等をはじめとする迷惑性の高い違反に指向した指導取締りを推進されたい。